

制定日：令和2年3月2日

改定日：令和2年6月1日

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

1. 目的

- (1) 最優先で新型コロナウイルスの影響を受けているお客さまへの支援を取り組むため、役職員全員の行動指針を明確にすること。
- (2) 労働衛生対策を通して、お客さま等の周囲への感染拡大防止と役職員への感染防止に努めること。

2. 新型コロナウイルスの影響を受けているお客さまへの対応

- (1) 既往債務に係る条件変更を実施した事業者に対しては、条件変更後も継続して事業者の資金繰り支援や経営改善等の相談に真摯・丁寧に対応いたします。
- (2) 資金繰りの対応、経営改善相談にあたり、事業者の今後の事業の先行きやニーズを十分に踏まえ余裕をもった返済期限の繰り延べや元本返済の据え置き期間の延長など、柔軟に対応いたします。
- (3) 試算表、資金繰り表などの書類の徴求については、必要性を十分考慮し最小限のものとしします。
- (4) 信用保証協会と積極的に連携し、セーフティーネット保証制度等の活用を行うほか、必要に応じ、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要説明や書類取次等を行います。
- (5) 店頭営業及び渉外活動などお客さまとの対応にあたっては、マスクを着用いたします。また、お客さまへ訪問する際は、事前確認のうえ、訪問させていただきます。
- (6) お客さまが利用される備品等を清潔に保ち、お客さまが利用できるアルコール消毒等を配置するなど、安心して銀行を利用して頂けるよう努めます。

3. 当行役職員感染防止等の取組み

- (1) 当行主催のイベント等は、原則中止または延期とします。
- (2) 行内の会議等は、原則WEB会議とします。止むを得ず集合会議を行う場合は、最小限の人数へ絞り込むとともに、隣接席からのスペース確保、マスクの着用、1時間毎の換気を徹底します。
- (3) 外部主催の会議、その他会合等へ出席する際は、感染予防に十分留意します。
- (4) 当行役職員の出張の際は、感染予防に十分に留意します。
- (5) 役職員は、日頃より手洗い、手指消毒、咳エチケット等の徹底を行います。

- (6) 交通機関での感染予防のため、必要に応じて時差出勤、マイカーでの通勤を行います。
- (7) 役職員は、休日も含め、多人数での飲食、多人数が集まるコンサート・イベント等への参加を自粛し、感染予防に努めます。
- (8) 役職員（同居の家族を含む）は、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の疑いがある場合に該当するときは、原則、2週間以上、自宅待機とします。
- (9) 役職員（同居の家族を含む）が、発熱、倦怠感等の感染が疑われる症状があった場合、症状の回復が確認されるまで自宅待機とします。出社の判断は医師、保健所の指示を原則としますが、医療機関の受診が困難な場合は長期の出勤停止を指示します。

4. 適用期間

制定日より当面の間

※ 政府や各都道府県等の判断を踏まえて決定いたします。

以上